



# 企業版ふるさと納税

～ 伊賀市の地方創生を応援してください ～



 **三重県 伊賀市**

(担当) 企画振興部 地域創生課



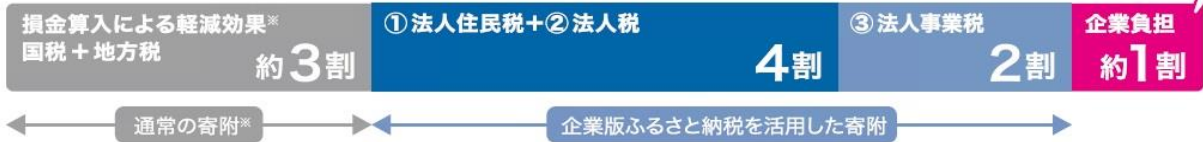
〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地  
TEL : 0595-22-9623 FAX : 0595-22-9672  
E-mail : chisou@city.iga.lg.jp

# 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられます。

<例> 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)が軽減されます。

軽減効果最大  
約9割に!



※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。

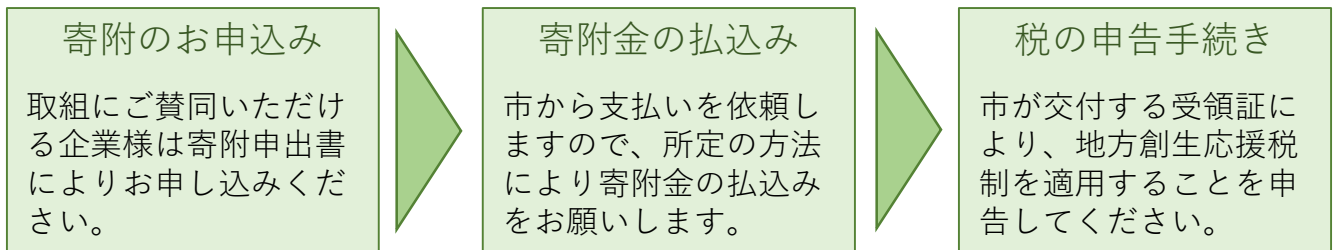
## 企業版ふるさと納税のメリット

- ★ 税制優遇を受けつつ社会貢献をPR (SDGsの達成など)
- ★ 伊賀市との新たなパートナーシップの構築や地域資源を活かした新事業展開の可能性
- ★ 伊賀市ホームページや広報などで企業をご紹介

## 寄附を募集する伊賀市の取組(地方創生プロジェクト)

- 誰もが希望をもって働くことができるまちにする
- 安心して子どもを産み、育てることができるまちにする
- 心豊かに暮らし続けることができるまちにする
- 魅力を高め、にぎわいと交流を生み出すことができるまちにする

## 寄附の流れ



## 留意事項

- ◆ 1回当たり10万円以上の寄附が制度の対象となります。
- ◆ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ◆ 伊賀市内に本社(主たる事務所または事業所)がある場合は制度の対象となりません。